

促進協 ニュース

発行：座間市基地返還促進等市民連絡協議会 発行日：平成 25 年 3 月 15 日 事務局：座間市特定政策推進室 046-252-8307 (直通)
<http://www.city.zama.kanagawa.jp/>

平成 24 年度 第 1 回臨時総会開催

去る 2 月 6 日、平成 24 年度座間市基地返還促進等市民連絡協議会第 1 回臨時総会をハーモニーホール座間大会議室で開催しました。臨時総会では、役員を選任について審議され、その後キャンプ座間に関する協議会第 13 回幹事会の協議内容について(裏面参照)市から報告がなされました。今回の役員選任については、昨年 9 月の座間市議会議員選挙の結果に伴い委員の交代があったことによるもので、満場一致で承認されました。

また、会議の冒頭、会長(市長)からキャンプ座間の一部返還跡地の利用に関して、国との協議を要約した形で、次のとおりあいさつがありました。

《会長あいさつ要旨》

本日午前中に開催されましたキャンプ座間に関する協議会第 13 回幹事会において、キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区の一部返還跡地の利用に関して、一定の進展がありました。

一点目は、実際の返還の時期について、国がその目途を明らかにしたことです。国として返還に伴う施設整備、いわゆる条件工事を完了させるための経費が、平成 25 年度の政府予算案で確保されたことから、市が目標とする平成 28 年春の病院開業に支障がないよう返還に向けて努力するとの姿勢が示されました。

二点目は、返還跡地全体の造成工事や陸自家族宿舎建設の大枠の整備スケジュールが明らかになったことです。平成 25 年度からいよいよ具体的な工事に入ることになります。また、陸自家族宿舎建設の予算としては、3 か年を計画しており、私どもが目標としている平成 28 年春の病院開業と同時期に家族宿舎も完成する予定ということになります。

三点目は、国として市のスケジュール等に理解が示され、陸自家族宿舎の建設と同様に、返還前に工事着手が可能となるよう関係機関と必要な調整を実施する旨の説明がなされたことです。

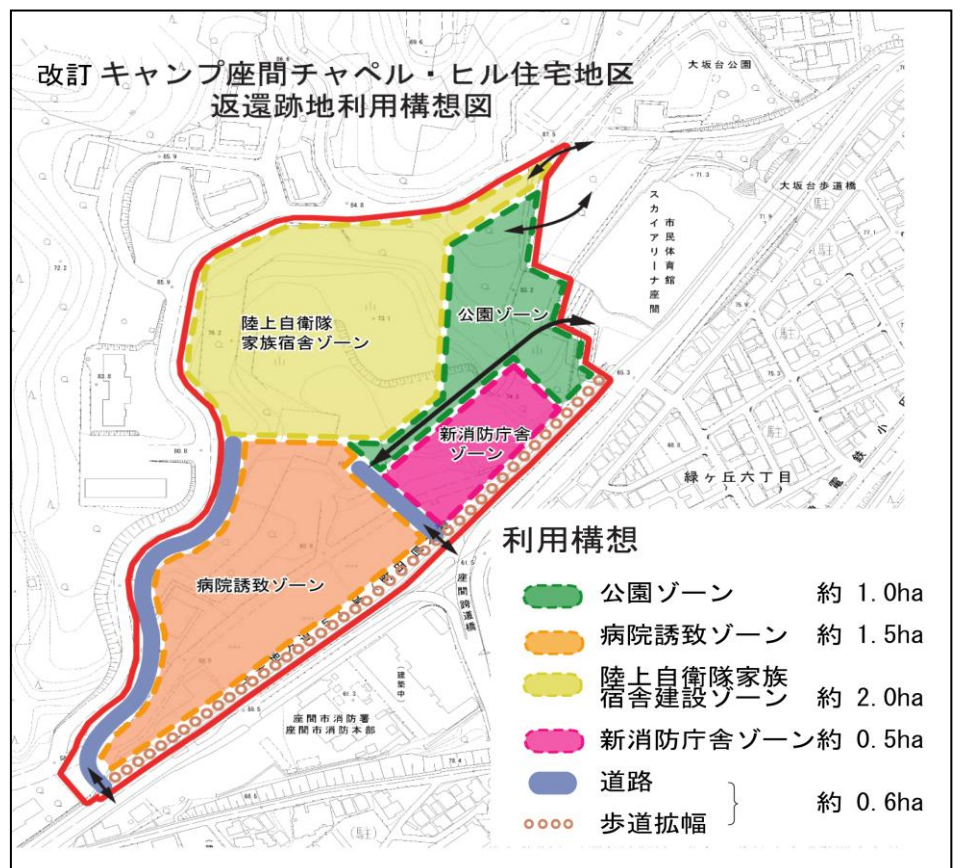
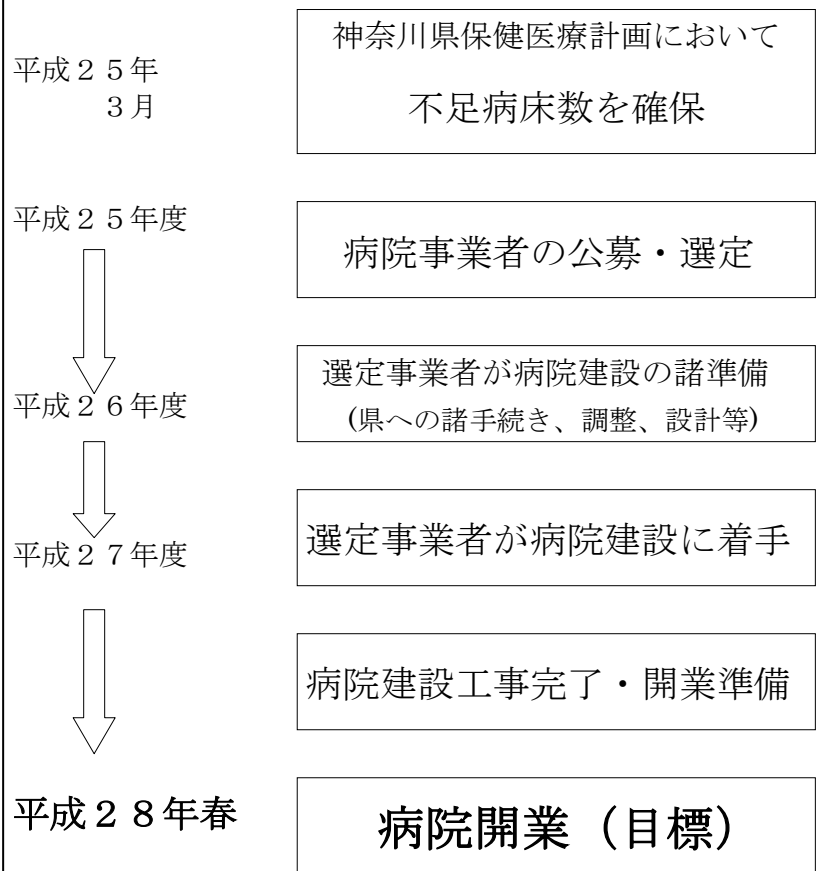


平成 25 年 2 月 6 日臨時総会の様子

こうした国との協議の一方で、病院誘致の前提である病床数の確保についても、神奈川県において保健医療計画の改訂作業の中で調整が進められており、私どもとしては、吉報を待っている状況です。

いずれにしても、平成 25 年度がスタートしますと、返還跡地は目に見える形で工事等が行われることとなります。今後とも、国とよく調整を図りながら跡地利用構想の着実な推進に努めてまいりますので、促進協の皆さんのご理解ご協力をお願いします。

【病院誘致の最短スケジュール】



第13回幹事会(まとめ)

- 1 日 時 平成25年2月6日(水) 10:30~12:00
- 2 場 所 座間市役所
- 3 出 席 者 南関東防衛局 : 深澤企画部長、竹内管理部長、信太地方調整課長
座 間 市 : 小俣副市長、伊田市議会副議長、大塚市基地返還促進等市民連絡協議会副会長、佐藤企画財政部長
神 奈 川 県 : 関根基地対策部長【オブザーバー】

4 会議概要

①第13回幹事会について

第13回幹事会の議事内容の確認を行った

②負担軽減策の具体化について

始めに、座間市から「キャンプ座間の一部返還に際し必要となる境界柵やユーティリティの移設及び在日米陸軍の住宅事情を踏まえたキャンプ座間及び相模原住宅地区における家族住宅の整備の進捗状況について説明願いたい。」との発言があり、南関東防衛局から「キャンプ座間内の米軍家族住宅の整備工事を、現在のところ平成25年10月31日の工期で進めている。境界柵の設置及びユーティリティの移設工事についても契約手続きを進めており、平成25年度の早い時期に工事着手する予定。」「平成25年度政府予算案において、残りの返還に際し必要となる施設整備を完了させるために必要な経費として約49億円を計上した。」との説明があった。

次に、座間市から「市としては、返還跡地への病院誘致について、病床数が確保でき病院選定ができた場合、最短で平成28年春の病院開業を目標としている。施設整備完了後、実際の返還になると思うが、平成27年度末までに返還がなされると考えてよいか。」との発言があり、南関東防衛局から「施設整備が完了する具体的な時期及び返還の具体的な時期は、今後の事業の進捗等によるが、本返還に必要となる施設整備を着実に実施し、平成28年春の病院開業に支障がないよう、早期の返還に向けて努力してまいりたい。」との説明があった。

次に、座間市から「返還予定地全体の造成工事と陸自家族宿舎の整備はどの程度進んでいるのか。また、今後の工事の計画はどうなっているのか。」との発言があり、南関東防衛局から「返還予定地全体の敷地造成工事については、平成25年度に工事着手するための契約手続きを進めている。また、家族宿舎の本体工事については、現在、実施設計を行っており、敷地造成工事の終了後、平成25年度中には工事着手できるようにしたいと考え、平成25年度政府予算案において所要額として約37億円が盛り込まれたところである。」との説明があった。さらに、座間市から「家族宿舎の本体工事は、何ヶ年で計画されているのか。」との発言があり、南関東防衛局から「今後の事業の進捗等によるが、予算としては3ヶ年を計画している。」との説明があった。

続いて、南関東防衛局から「座間市が計画している病院誘致について、神奈川県との調整状況及び今後のスケジュールについて伺いたい。」との発言があり、これに対して、座間市から「今月末ごろには神奈川県から新しい保健医療計画の基準病床数が公表されると伺っており、その中で、一定の病床数を確保していただけるものと期待している。病床数が確保できれば、4月を目途に病院事業者の公募を行ない、夏までには事業者の選定をしたいと考えている。その後、選定事業者が県への手続き及び病院の設計等を行うが、これと並行して市が返還予定地全体の地区計画を策定して、平成26年度・27年度で建設工事、平成28年春の病院開業というスケジュールを考えている。」との説明があり、「実際の返還前に建設工事に着手しなければ、スケジュールどおりに進めて行くことが出来ない。返還予定地で行われる陸自家族宿舎の造成工事は、平成25年度に着手することだが、病院も同様に返還前に工事着手することができないか。」との発言があった。これに対して、南関東防衛局から「米軍施設の返還前に工事を行うには、一般的に米軍の了解を得た上で『日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律』に基づく一時使用許可の手続きが必要となる。このため、陸自家族宿舎の工事に関しては、現在米側をはじめ関係機関とこれらの手続きに係る調整を行っている。」「返還前の病院に係る工事についても、座間市のスケジュール、御要望を踏まえ、引き続き、座間市が実施する病院誘致の進捗状況を十分伺いつつ、宿舎建設同様、関係機関と必要な調整を実施するなど、南関東防衛局としても最大限の協力をする。」との説明があった。

次に、座間市から「平成24年度末に予定されている陸上自衛隊中央即応集団司令部の移転時期や規模、借上宿舎の状況はどうなっているのか。また、市内の小中学校に転入する児童・生徒は、どのくらいの人数になるのか。」との発言があり、南関東防衛局から「現在、中央即応集団司令部の庁舎及び隊舎の2月末完成に向けて工事を進めており、完成後、同司令部が3月下旬までに移転完了できるよう作業を進めていく。この移転に伴い、座間分屯地から座間駐屯地(仮称)に改編され、隊員もこれまでの約280人から約570人に増員され、部隊編成も座間駐屯地業務隊(仮称)、第441会計隊(仮称)が新編される予定である。また、陸自家族宿舎完成までの間、全体で122戸の民間住宅を借り上げ、座間市内では74戸を予定している。」「市内に転入する児童・生徒の人数は、今後住宅の区分けをすることから地区ごとの人数は確定していないため、確定次第、お知らせする。」との説明があった。

次に、座間市から「キャンプ座間では県水を導入していると思うが、これを座間市の水道水に変更して使用することについて、米軍への働きかけをお願いしたい。」との発言があり、南関東防衛局から「キャンプ座間における座間市の水道水の使用については、今回初めて伺ったものであり、今後、具体的な内容をお聞きかせいただきたい。」との発言があった。

さらに、座間市から「去る1月24日に防衛省から『再編実施のための日米のロードマップ』に従った取り組みである米空母艦載機の岩国飛行場への移駐が遅れるとの説明があったが、このことによって同じくロードマップに従った取り組みであるキャンプ座間における中央即応集団司令部の移転、一部返還(5.4ha)への影響はあるのか。」との発言があり、南関東防衛局から「中央即応集団司令部の移転については、所要の整備が2月末に完成し、計画どおり平成24年度末に移転を終えることとなっている。」「返還に際し必要となる施設整備を完了させるために必要な経費が平成25年度政府予算案に盛り込まれたことから、キャンプ座間における米軍再編の取り組みに影響はないと承知している。」との説明があり、これに対し、座間市から「今後とも一部返還に関する取り組みを着実に遂行していただきたい。」との発言があった。

次回幹事会の開催日及び開催場所等については、事務局を通じて別途調整することとした。